

## 1. 国の多子軽減の拡充について

従来の多子軽減制度については、同一世帯から保育所や幼稚園などに複数の子どもが通っている場合、第1子の額に対して第2子はその半額、第3子以降は無料というように保育料を減免

※子どもの数え方：○○○

年齢に上  
限あり

【従来】

- ① 1号認定：小学3年までにいる子どもから数えて何番目にあたるか
- ② 2号・3号認定：就学前までの子どもから数えて何番目にあたるか

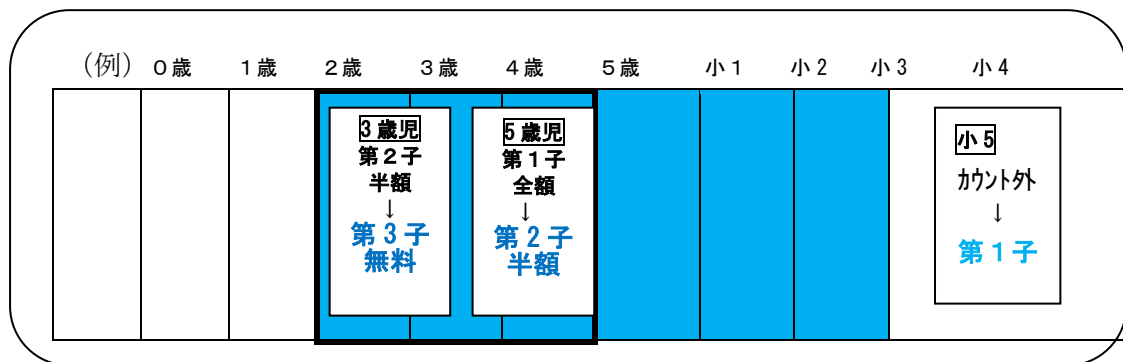


【平成28年度から】

一番上の子どもから数えて第1子、第2子・・・

- ・市町村民税所得割課税額が77,100円以下であること(C2の階層まで)【1号認定】  
57,700円未満であること(D1の階層の途中まで)【2,3号認定】
- ・生計を同一にしている子どもであること

年齢制限  
を撤廃



## 2. 国のひとり親等の世帯に対する拡充策について

【平成28年度から】

市町村民税所得割課税額が77,100円以下のひとり親等の世帯 ○○○

(1号認定：C2階層まで、2・3号認定：D2の階層の途中まで)

第1子：H27年度の保育料の半額 (資料2、資料3参照)

(1号認定の経過措置対象世帯は、激変緩和措置を受ける前の額の半額)

第2子以降：無料

※子どもの数え方：一番上の子どもから数えて第1子、第2子・・・

- ・生計を同一にしている子どもであること

さらなる  
軽減

年齢制限  
を撤廃

## 3. 県の第3子減免について

子どもの数え方【国制度】

- ① 1号認定：小学3年までにいる子どもから数えて何番目にあたるか
- ② 2号・3号認定：就学前までの子どもから数えて何番目にあたるか



国の多子軽減の拡充の対象  
とならない世帯には年齢上  
限あり

【平成 28 年度から】

現に扶養をしている子どものうち、一番上の子どもから数えて第 1 子、第 2 子・・・と数えた場合に、第 3 子以降となるとき

- ① 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下 (C3, C4 の階層) 【1 号認定】  
57,700 円以上 169,000 円未満 (D1 の途中から D4 までの階層)  
【ひとり親世帯を除く 2・3 号認定】  
77,101 円以上 169,000 円未満 (D2 の途中から D4 までの階層)  
【ひとり親世帯の 2・3 号認定】

⇒利用者負担金：無料

(例)

国の多子軽減の拡充の対象とならない世帯は、この例の 3 歳児が第 2 子の扱いとなり、半額となるところですが、県の第 3 子減免により、上から 3 番目 (第 3 子) として、無料となります。

なお、減免はあくまで第 3 子以降であるため、上から数えて 2 番目の子 (5 歳児) の保育料は、減免されません。

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小 1	小 2	小 3	小 4
			3 歳児 第 2 子 半額 ↓ 第 3 子 無料		5 歳児 第 1 子 全額 ↓ 第 2 子 全額				小 5 カウント外 ↓ 第 1 子

- ② 市町村民税所得割課税額が 211,201 円以上 (C5 の階層) 【1 号認定】  
169,000 円以上 (D5 から D7 までの階層) 【2・3 号認定】

⇒3 歳未満児の利用者負担金：無料

⇒3 歳以上児の利用者負担金：国の制度で計算した額の半額

(例)

国の多子軽減の拡充の対象とならない世帯は、この例の 3 歳児が第 1 子の扱いとなり、全額となるところですが、県の第 3 子減免により、上から 3 番目 (第 3 子) として、半額となります。

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小 1	小 2	小 3	小 4	
			3 歳児 第 1 子 全額 ↓ 第 3 子 半額						小 5 カウント外 ↓ 第 2 子	中 1 カウント外 ↓ 第 1 子